

# 渇水に伴い緊急的に支援を行います



## 令和7年度佐渡市農作物渇水対策事業補助金



### 1 目的

渇水による農作物の被害を軽減するため、農業者等が応急的に実施した渇水対策に支援する

### 2 事業主体

市内で水稻等農作物の販売を行う農業者、農業法人、販売を行う農業者等で組織する団体（水利組合など）等

### 3 補助率

補助対象経費の1/2以内（予算の範囲内、事業費下限1万円）

### 4 補助対象経費

- (1)ポンプ車等の借り上げ料
- (2)ポンプ、発電機等の借り上げ料
- (3)ポンプ、ホース、付属部品の購入費
- (4)ポリタンク（500ℓ以上）の購入費
- (5)ポンプ及び発電機の運転に要した燃料費等

※購入については新規購入のみを対象とし、経年劣化等による更新は対象外  
※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除く



### 5 対象期間

令和7年6月25日から令和7年8月31日までに実施した経費

### 6 申請書類

- (1)佐渡市農作物渇水対策事業補助金交付申請書兼請求書
- (2)借り上げ又は購入品の全体写真、型式がわかる写真、借り上げの場合は契約書、納品書又は領収書

### 7 提出期限

令和7年9月30日（火）まで

### 8 問い合わせ先

- 佐渡市農林水産部農業政策課  
電話 0259-63-5117（直通） FAX 0259-63-5127  
メール [nousei@city.sado.niigata.jp](mailto:nousei@city.sado.niigata.jp)
- 各支所・行政サービスセンター

